

四日市市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第27号

四日市市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

四日市市自転車競走キャッシュレス投票実施規則（平成29年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の前払式支払手段とは、証票、電子機器その他の物（以下「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であつて、キャッシュレス投票の実施において<u>市長</u>がその使用を認めたものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 キャッシュレス投票については、法、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）、四日市市自転車競技条例（昭和28年四日市市条例第22号）及び四日市市自転車競走実施規則（昭和37年四日市市規則第22号。<u>以下「実施規則」という。</u>）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の前払式支払手段とは、証票、電子機器その他の物（以下「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であつて、キャッシュレス投票の実施において<u>市</u>がその使用を認めたものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 キャッシュレス投票については、法、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）、四日市市自転車競技条例（昭和28年四日市市条例第22号）及び四日市市自転車競走実施規則（昭和37年四日市市規則第22号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>

(キャッシュレス投票の事務)

第3条 市長は、キャッシュレス投票を実施するため、市長が指定する競輪場で開催される競走について、キャッシュレス投票端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務(以下「キャッシュレス投票業務」という。)を行う。

(キャッシュレス投票業務の委託)

第4条 市長は、キャッシュレス投票業務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)又は私人に委託することができる。

2 (略)

(キャッシュレス投票の方式)

第5条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード(以下「電子識別カード」という。)を使用して、市長又は前条第1項の規定により委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置(以下「キャッシュレス投票サーバ」という。)に車券の購入内容を入力し、及び前払式支払手段の番号、記号その他の符号を通知して使用することによって精算する方式により行う。

(キャッシュレス投票の事務)

第3条 市は、キャッシュレス投票を実施するため、市が指定する競輪場で開催される競走について、キャッシュレス投票端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務(以下「キャッシュレス投票業務」という。)を行う。

(キャッシュレス投票業務の委託)

第4条 市は、キャッシュレス投票業務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)又は私人に委託することができる。

2 (略)

(キャッシュレス投票の方式)

第5条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード(以下「電子識別カード」という。)を使用して、市又は前条第1項の規定により委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置(以下「キャッシュレス投票サーバ」という。)に車券の購入内容を入力し、及び前払式支払手段の番号、記号その他の符号を通知して使用することによって精算する方式により行う。

(キャッシュレス投票契約)

第6条 キャッシュレス投票により車券を購入できる者(以下「加入者」という。)は、次の各号のいずれかの方式で市長とキャッシュレスによる勝者投票に関する契約(以下「キャッシュレス投票契約」という。)を締結した者とする。

(1)及び(2) (略)

(加入者の募集)

第7条 加入者の募集は、市長が別に定める方法により行う。

2 加入者の募集に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、住所、氏名、生年月日、電話番号その他市長が別に定める事項を記載した加入申込書に、住民票の写しその他の応募者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる資料を添えて市長に提出しなければならない。

3 新たに加入者となる応募者であって口座振替方式を利用しようとする者に係る確認行為は、市長が別に定める銀行(以下「指定銀行」という。)において行うことができる。

4 市長は、キャッシュレス投票の円滑な実施に資するため、電子識別カードを作成し、加入申込書を提出した加入者に貸与又は付与するものとする。

5 (略)

(加入者の欠格事項)

(キャッシュレス投票契約)

第6条 キャッシュレス投票により車券を購入できる者(以下「加入者」という。)は、次の各号のいずれかの方式で市とキャッシュレスによる勝者投票に関する契約(以下「キャッシュレス投票契約」という。)を締結した者とする。

(1)及び(2) (略)

(加入者の募集)

第7条 加入者の募集は、市が別に定める方法により行う。

2 加入者の募集に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、住所、氏名、生年月日、電話番号その他市が別に定める事項を記載した加入申込書に、住民票の写しその他の応募者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる資料を添えて市に提出しなければならない。

3 新たに加入者となる応募者であって口座振替方式を利用しようとする者に係る確認行為は、市が別に定める銀行(以下「指定銀行」という。)において行うことができる。

4 市は、キャッシュレス投票の円滑な実施に資するため、電子識別カードを作成し、加入申込書を提出した加入者に貸与又は付与するものとする。

5 (略)

(加入者の欠格事項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、加入者となることができない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 市長が、場内の秩序を乱し、又はキャッシュレス投票契約に違反すると認める者

(5)及び(6) (略)

(7) 実施規則において本人又はその家族からの申請により入場を禁止された者

(加入者番号及び暗証番号)

第9条 キャッシュレス投票契約を締結する際は、市長は当該加入者の加入者番号を定め、当該加入者は自己の暗証番号を定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

2 (略)

(普通口座)

第10条 口座振替方式の利用者は、指定銀行に、市長が指定する日までにキャッシュレス投票のための普通預金口座(以下「普通口座」という。)を開設しなければならない。

2 指定銀行は、加入者が普通口座を開設したときは、当該加入者の氏名並びに当該普通口座を市長に通知するものとする。

(加入者台帳)

第11条 市長は、加入者台帳を作成し、

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、加入者となることができない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 市が、場内の秩序を乱し、又はキャッシュレス投票契約に違反すると認める者

(5)及び(6) (略)

(加入者番号及び暗証番号)

第9条 キャッシュレス投票契約を締結する際は、市は当該加入者の加入者番号を定め、当該加入者は自己の暗証番号を定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

2 (略)

(普通口座)

第10条 口座振替方式の利用者は、指定銀行に、市が指定する日までにキャッシュレス投票のための普通預金口座(以下「普通口座」という。)を開設しなければならない。

2 指定銀行は、加入者が普通口座を開設したときは、当該加入者の氏名並びに当該普通口座を市に通知するものとする。

(加入者台帳)

第11条 市は、加入者台帳を作成し、

各加入者について、次の各号に掲げる事項を加入者台帳に記入するものとする。

(1)から(9)まで (略)

(申込事項の変更)

第12条 加入者は、第7条第2項の加入申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、届出があった場合は、その内容を前条の加入者台帳に記載するものとする。

(振替依頼)

第13条 口座振替方式を利用しようとする加入者は、車券の購入に充てる予定の金額(以下「購入予定金額」という。)を市の預金口座に振り替えるため、預金口座振替依頼書(以下「振替依頼書」という。)を市長が別に定める日までに指定銀行に提出しなければならない。

2 指定銀行は、加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を市長に通知するものとする。

(口座振替方式の利用開始時期の通知)

第14条 市長は、口座振替方式を利用しようとする加入者が第10条第1項及び前条第1項に定める手続を完了し、かつ、指定銀行が第10条第2項及び前条第2項の手続を完了したときは、遅滞なく、口座振替方式の開始期日を定め、

各加入者について、次の各号に掲げる事項を加入者台帳に記入するものとする。

(1)から(9)まで (略)

(申込事項の変更)

第12条 加入者は、第7条第2項の加入申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかにその旨を市に届け出なければならない。

2 市は、届出があった場合は、その内容を前条の加入者台帳に記載するものとする。

(振替依頼)

第13条 口座振替方式を利用しようとする加入者は、車券の購入に充てる予定の金額(以下「購入予定金額」という。)を市の預金口座に振り替えるため、預金口座振替依頼書(以下「振替依頼書」という。)を市が別に定める日までに指定銀行に提出しなければならない。

2 指定銀行は、加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を市に通知するものとする。

(口座振替方式の利用開始時期の通知)

第14条 市は、口座振替方式を利用しようとする加入者が第10条第1項及び前条第1項に定める手続を完了し、かつ、指定銀行が第10条第2項及び前条第2項の手続を完了したときは、遅滞なく、口座振替方式の開始期日を定め、こ

これを当該加入者に通知するものとする。

(解約)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャッシュレス投票契約を解約するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が加入者として不相当と認めたとき。

2 前項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約された加入者は、貸与又は付与された電子識別カードを市長に返却しなければならない。

(加入者投票履歴)

第16条 市長は、各加入者について、次の各号に掲げる事項を含む投票履歴を作成するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(勝者投票法の種類)

第18条 勝者投票法は、法第11条に掲げるもののうち、市長が別に定める。

(競走の指定)

第19条 車券を発売する競走は、市長が別に指定する。

(発売の日時)

第20条 キャッシュレス投票は、市長が別に定める日時に行う。

これを当該加入者に通知するものとする。

(解約)

第15条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャッシュレス投票契約を解約するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市が加入者として不相当と認めたとき。

2 前項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約された加入者は、貸与又は付与された電子識別カードを市に返却しなければならない。

(加入者投票履歴)

第16条 市は、各加入者について、次の各号に掲げる事項を含む投票履歴を作成するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(勝者投票法の種類)

第18条 勝者投票法は、法第11条に掲げるもののうち、市が別に定める。

(競走の指定)

第19条 車券を発売する競走は、市が別に指定する。

(発売の日時)

第20条 キャッシュレス投票は、市が別に定める日時に行う。

(番号、記号その他の符号の取扱い)

第22条 番号、記号その他の符号の取扱いについて、市長が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。市長が前払式支払手段を変更しようとするときも、同様とする。

(購入限度回数)

第24条 キャッシュレス投票実施日における購入限度回数は、市長が別に定めるものとする。

(車券購入の方法)

第25条 キャッシュレス投票に係る車券購入の方法は、市長が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。キャッシュレス投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

(車券等の受領)

第28条 発売した車券並びにこれに係る払戻金及び返還金は、市長が加入者に代わって受領するものとする。

(受付の拒否)

第30条 市長は、車券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受けることが不相当であると認めたときは、これを受け付けないものとする。

(番号、記号その他の符号の取扱い)

第22条 番号、記号その他の符号の取扱いについて、市が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。市が前払式支払手段を変更しようとするときも、同様とする。

(購入限度回数)

第24条 キャッシュレス投票実施日における購入限度回数は、市が別に定めるものとする。

(車券購入の方法)

第25条 キャッシュレス投票に係る車券購入の方法は、市が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。キャッシュレス投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

(車券等の受領)

第28条 発売した車券並びにこれに係る払戻金及び返還金は、市が加入者に代わって受領するものとする。

(受付の拒否)

第30条 市は、車券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受けることが不相当であると認めたときは、これを受け付けないものとする。

(払戻金又は返還金の番号、記号その他の符号の記録又は精算)

第32条 第28条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 第28条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金の精算は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(車券の閲覧)

第33条 第28条の規定により市長が加入者に代わって受領した車券について、加入者は、当該車券に係る競走が実施された日から60日以内に限り、閲覧できるものとし、市長は当該加入者が閲覧を請求した場合は、当該車券を閲覧させるものとする。

(異議の申立て)

第34条 加入者は、当該加入者が行ったキャッシュレス投票による車券の購入に関し、当該車券に係る競走が実施された日から60日以内に、市長に対して異議を申し立てることができるものとする。

(投票履歴の保存)

(払戻金又は返還金の番号、記号その他の符号の記録又は精算)

第32条 第28条の規定により市が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 第28条の規定により市が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金の精算は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(車券の閲覧)

第33条 第28条の規定により市が加入者に代わって受領した車券について、加入者は、当該車券に係る競走が実施された日から60日以内に限り、閲覧できるものとし、市は当該加入者が閲覧を請求した場合は、当該車券を閲覧させるものとする。

(異議の申立て)

第34条 加入者は、当該加入者が行ったキャッシュレス投票による車券の購入に関し、当該車券に係る競走が実施された日から60日以内に、市に対して異議を申し立てることができるものとする。

(投票履歴の保存)

第35条 市長は、第16条の規定により作成した投票履歴を、当該投票に係る競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、前条の異議申立て等に係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。

(個人情報の保護)

第36条 市長は、加入者の情報であって個人に関するものについて、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号)の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

第35条 市は、第16条の規定により作成した投票履歴を、当該投票に係る競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、前条の異議申立て等に係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。

(個人情報の保護)

第36条 市は、加入者の情報であって個人に関するものについて、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号)の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正及び第8条に1号を加える改正は、平成30年10月1日から施行する。

(商工農水部けいりん事業課)